

令和7年 4月 1日

岡山県立津山高等学校長
滝 澤 浩 三

令和7年度 岡山県立津山高等学校文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動

科学部、文学部、合唱部、手芸調理部、報道部、吹奏楽部、図書部、美術部、英語部、書道部、将棋準同好会

2 目 標

- (1) 校訓・畏天敬人の精神、質実剛健、文武両道の校風の中で、共通の興味関心をもつ仲間とともに切磋琢磨し、探求心を育み、技能の向上をはかる。
- (2) 生徒が自らの目標や課題を設定できる活動の場面を提供し、自主性・主体性の育成をはかる。
- (3) 短時間で効果的な活動を行い、その成果を発信する。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・学期中は、原則、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上)を休養日とする。大会・発表会等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週または次週に振替休養日を設けることとする。
 - ・定期考査1週間前からは原則活動中止とする。ただし、特別の場合は許可することがある。
 - ・長期休業中においては、学期中に準じた扱いとし、また、一定期間を休養日にあてる。
- (2) 活動時間
 - ・学期中の平日は長くとも2時間程度、休業日については3時間程度とする。
 - ・活動時間の延長を希望する場合は事前に校長の許可を得ることとする。
 - ・早朝の活動については、組織的な活動はしない。ただし、特別な場合は許可することがある。
 - ・下校時刻を厳守する。
- (3) 校外活動・文化部研修
 - ・校外活動や文化部研修をする際は、1週間前までに校長へ文化部研修届を提出する。
- (4) 大会・発表会参加
 - ・大会・発表会に参加をする場合は事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・4月に部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議・部長会について
 - ・部活動顧問会議を適宜実施し、共通理解をはかる。
 - ・定期的に部長会を開催し、よりよい活動ができるよう取り組む。
- (3) 部費の取り扱いについて
 - ・部費等、取り扱いには公費に準ずることとし、適切に管理する。
 - ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) その他
 - ・年間計画などを利用し、計画的に練習ができるよう努める。
 - ・顧問は活動日誌等を利用し、生徒理解に努める。